2015年度　年間活動報告

（2015年7月～2016年6月）

一般社団法人あいあいネット

（いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク）

代表理事ご挨拶

代表理事　長畑誠

2016年2月、新潟県佐渡市でトキの生息地保全・再生や環境教育等に取り組む市民の方々ら12名が、インドネシア・西部バリ国立公園を訪問しました。同国立公園からは2014年から2度にわたり、現場で活動する職員が佐渡を訪れて、自然と共生した地域の振興を目指す活動を見せてもらい、市民の方々と交流してきました。その中から、佐渡の方々が、「今度はぜひ自分たちが西バリの現場に行きたい」と考えてくださり、2016年2月に1週間の訪問プログラムが実現したのです。

公園側は所長をはじめ職員たちが大歓迎で、ギリマヌク村の漁民グループによるマングローブツアーや住民による土産店訪問、スンブルクランポック村の村民トレッキングガイドやカンムリシロムク飼育繁殖家との話し合い、ブリンビンサリ村では小中学生との交流等を行いました。熱帯ならではの野鳥観察やムンジャンガン島でのダイビング、ヒンドゥー寺院訪問なども楽しまれました。最終日の職員らとの交流会では、「自然を守りながら経済の振興をはかる日本の先進事例からもっと多くを学びたい」「佐渡でも西バリのように住民に寄り添う行政という『パラダイムシフト』が必要」と、今後もまなびあいを続ける双方の意思が表明されました。

あいあいネットのインドネシアでのもう一つの活動である「いりあい交流」でも、日本の地域づくりの現場を訪問する「研修事業」でも、その根底にあるのは「地域の将来を作っていこうとする現場同士の出会いを促進したい」という思いです。西バリでの活動もまた、佐渡をはじめ日本各地の現場、インドネシアの他の現場との交流に繋がっています。

当会は2016年5月に川崎市多摩区から横浜市中区に事務所を移転しました。新しい事務所は多くの社会企業家や市民団体が入居するシェアオフィス「関内フューチャーセンター」にあります。今後は横浜を拠点として、地域で活動する方々との交流を深め、さまざまな「まなびあい」を展開していきたいと思います。

目　次

代表理事ご挨拶	2
あいあいネットの活動	3
2015年度活動報告	
いりあい交流	4
西部バリ国立公園プロジェクト	5
地域に学ぶ研修事業	6
その他の活動	8
2016年度活動計画	10
財務諸表	12
付録ー定款	14

表紙写真
聞き書き研修に取り組むパル第五高校の生徒たち
(インドネシア国中スラウェシ州パル市にて)

あいあいネットの活動

世界も日本も悩みは「共通」ーそう気づいた時、新しい取り組みが始まりました。

経済的な豊かさを求める中で私たちが手放したもの、
それは人と自然、人と人とがつながって暮らす私たちの居場所ーコミュニティ

そのコミュニティの崩壊が危ぶまれているのは、実は日本だけではありません。
身近な自然が荒れていく、都会に出たら帰ってこない若者、元気のないマチやムラ…。
アジアやアフリカ、世界の各地に同じ悩みを抱えた人々がいます。

「同じ悩みを持った仲間同士、解決に向かって学びあい、刺激しあうこと」
これが、これからの新しい国際協力の形だと、私たちあいあいネットは考えます。

いりあい・よりあい
を手がかりにした地域づくり

いりあい（地域資源の共同管理）とよりあい（住民の自治）は、コミュニティを守りつくっていく「地域力」のかたち。いりあい・よりあいを手がかりに、その土地に住む人自身が自分たちで考え、実践する地域づくりを応援しています。

コミュニティに関わる仲間との
つながり（ネットワーク）
づくり

地域に関わる様々な人々との、まなびあいのネットワークづくりをしています。それぞれの活動を伝え、まなびあうことで、夢や可能性が拓けてくると考えています。

～あいあいネットの名前の由来～

団体名のあいあいネットは、「いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク」を略したものです。「いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク」は私たちの目指すもの、大切にしたいものを表すキーワードです。

経験交流や研修を通じた
まなびあい

地域の現場に関わる人たち同士、国境世代、職業など、いろいろな壁を超えたまなびあいを通じて、新しい力やアイディア、活力を生み出します。

＜主な活動＞

◆いりあい交流：インドネシアと日本の山村の経験をつなぐ
◆西部バリ国立公園プロジェクト：国立公園周辺の村の暮らしと自然の共存をはかる
◆地域に学ぶ研修事業：日本の地域づくりの現場を訪ね、世界の実践家たちと学びあい
◆ファシリテーションに関する事業：ファシリテーションに関する情報発信と勉強会等の開催
◆地域づくりのお手伝い：インドネシア、ベトナム、ジンバブエ、日本など
◆その他：講座や勉強会の開催、調査研究、出版活動等

いりあい交流

2015年度の「いりあい交流」は、前年度までの取り組みに引き続き、以下の活動を展開することができました。

◆インドネシアでの活動

昨年度に引き続き、認定NPO法人共存の森ネットワークに協力し、インドネシアにおける「聞き書き」プログラムの実施をサポートしました。

具体的には、ボゴールのコルニタ高校と中スラウェシ州パル市での「聞き書き」研修の実施（2015年9月）、「聞き書き」コンテストの実施、優秀賞を受賞した5名の高校生の日本訪問と日本の「聞き書き甲子園」での発表・交流（2016年3月）において、主にインドネシアとの連絡調整を担いました。

聞き書き研修に参加したパル第五高校の生徒たち
（インドネシア国中スラウェシ州パル市にて）

◆日本国内での活動

今年度も引き続き、「火野山ひろば」*1および大学と共同し、滋賀県の湖北・湖西地方で焼畑を通じた森林再生・地域再生を目指した活動に、共催者として参加しました。

*1火野山ひろば＝2009年から山焼きと、ヤマカブラや大根など在来農法を活かした「くらしの森」づくりを目指すグループ。地域住民や研究者、NPO関係者などが参加している。

山の斜面に火入れを行う参加者たち
（滋賀県長浜市余呉町中河内にて）

西部バリ国立公園プロジェクト

「西部バリ国立公園管理における地域コミュニティとの共存・協働関係構築」

西部バリ国立公園

バリ島　全図

◆今期プロジェクトの概要

2012年12月から始まったJICA草の根技術協力プロジェクトの第二フェーズ「自然と人間の共存を目指し、公園現場事務所を拠点とした、コミュニティ・国立公園協働活動促進手法の深化と普及」は、3～4年目を迎え、活動も終盤を迎えました。

西部バリ国立公園周辺では様々な住民活動が公園との協働で進められており、西部バリ国立公園周辺を「保全観光地域」として振興していく気運が少しずつ生まれつつあります。

横浜市に本社のある株式会社ファンケル様からご寄附をいただき、ブリンビンサリ村やスンブルクランポック村の小学校での「National Park Visit School」プログラム（環境教育）に活用させて頂きました。

◆本邦研修in吉野熊野＆佐渡

このプロジェクトでは「グッドプラクティス事例調査」として、日本やインドネシアで自然と共生した地域づくりを行っている町や村を訪問して経験共有を行う活動をしていますが、2015年度は9月～10月にかけて西バリの公園職員5名が来日し、吉野熊野国立公園や佐渡島等を訪問しました。

佐渡へは2年連続の訪問となりましたが、受け入れてくださったトキの野生復帰支援や生息地保全に取り組む市民グループの方々が、2016年2月に西部バリ国立公園やその周辺村落を訪問し、公園職員や住民グループと交流を行うことができました。

◆ピアサポート*2

住民との協働を促進するコミュニティ・ファシリテーションの手法を、公園職員同士の経験交流や学びあいを通じて他の国立公園に広げようとする「ピアサポート」の活動も、東ジャワのメルブティリ国立公園やバルラン国立公園を対象に開始されました。

またこの手法は国立公園を管轄する環境林業省自然資源生態系保全総局でも評価され、公園職員の研修に取り入れる可能性も検討されています。

*2ピアサポート形式＝同じような問題を抱える者同士（当事者同士）が経験の共有などを通じて互いに支えあう。

柿の生産者の方から話を聴く西バリ公園職員たち
（新潟県佐渡市にて）

地域に学ぶ研修事業

地域づくりに関わる人たち同士をつなぎ、学びあいのプロセスを促進するため、下記の研修事業を行いました。

◆JICA研修員受入事業への協力

JICA横浜の課題別研修「住民主体のコミュニティ開発」の2015年度分が2015年6月に実施された一方、2016年度分が2016年8月に実施となったため、あいあいネットの会計年度である2015年7月～2016年6月の間には開催されない形となりました。

2015年9月に、前年度までインドネシア現地へ専門家派遣の形で協力してきたJICAの技術協力プロジェクト「日本インドネシアREDD＋実施メカニズム構築」が日本で実施する研修を受託しました。インドネシアのカリマンタン島にあるグヌンパルン国立公園の職員や環境林業省職員など研修員12名が来日し、兵庫県豊岡市や横浜市でのフィールドワークを中心とした活動を行いました。

新治里山公園の交流センターにて布クラフト部会ボランティアの方々に作品を見せて頂く
（REDD+事業　本邦研修/神奈川県横浜市）

横浜自然観察の森で説明を受ける研修参加者たち
（REDD+事業　本邦研修/神奈川県横浜市）

研修で訪れた主な場所

地元の方に教わりながら稲刈り体験
（新潟県佐渡市/西部バリ国立公園GPCS調査）

地元の方と田結地区を歩く
（兵庫県豊岡市/ REDD+事業　本邦研修）

新治里山公園の遊歩道を散策しながら案内してもらう
（神奈川県横浜市/REDD+事業　本邦研修）

吉野熊野国立公園の景勝地を訪問
（和歌山県東牟婁郡那智勝浦町/西部バリ国立公園GPCS調査）

その他の活動

◇ 神奈川県での活動

横浜市中区の象の鼻パークで2015年10月10～11日と2日間に渡って開催された「よこはま国際フェスタ」に出展致しました。

10日の日は、活動紹介パネルの展示と活動紹介、さらに西部バリ国立公園での活動に関連して、カンムリシロムクの住む森をテーマに手作りうちわを作るコーナーも設けました。また、フェスタ主催者の取り組みである子供ボランティアの受け入れブースとなり、2名の小学生に30分ずつお手伝いして頂きました。

11日には、グッドプラクティス事例調査（GPCS）本邦研修で来日中だった西部バリ国立公園職員のディムヤティ、グデ、グストゥット、ウィルの4名にフェスタに参加してもらい、バリ島クイズと、活動報告会を行いました。

職員自らが考えたクイズを紙に書き、ブース前を歩いている来場者を呼び止めて参加してもらい粗品を進呈するというもので、職員たちも楽しそうにクイズを出題していました。

また活動報告会では、国立公園と周辺の村との協働活動に関する情報を写真と絵でカラフルに書き込んだ自作のバリ島地図を使って、彼らの普段の仕事内容を説明しました。また、この日の前まで研修で訪れていた佐渡の地図も作成し、研修中に出逢った人たちや学んだことを発表しました。

活動報告会を終えた西部バリ国立公園の職員たち
（神奈川県横浜市中区の象の鼻パークにて）

◇ 組織と広報、その他

前年に引き続き、特定非営利活動法人「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議（ESD-J）に、当会役員の壽賀一仁が理事として参加しました。

特定非営利活動法人横浜NGO連絡会（YNN）に、当会役員の山田理恵が理事として参加しました。

また、今年度も大学生のインターン受け入れを行いました。桜美林大学2年の大野希さん（2015年5～10月）と、お茶の水女子大学2年の加藤ひかりさん（2015年8月～10月）の2名です。

2015年11月6～7日には高知市であいあいネットの合宿を行いました。四国で活動している増田と島上の両理事を訪ねる形で集い、現在と今後の活動について話し合いました。

また事務局体制にも変化があり、2015年9月に常勤職員の高橋が退職し、パート職員1名の勤務になりました。

2016年5月に事務所を川崎市多摩区東生田から横浜市中区北仲通にあるシェアオフィス「mass×mass関内フューチャーセンター」に移転致しました。今後は横浜での活動をより強化していくとともに、そこに集うさまざまなグループとの交流にも期待しています。6月17日には移転記念イベントと題して、西部バリ国立公園での取り組みを紹介するミニ活動報告会を開きました。

これまで同様、ブログやFacebookを通じた広報を行いました。また、ホームページのレイアウトを見やすいように一部変更を行い、情報を定期的に更新しました。

◇ 2016年2月　佐渡から西バリへ

新潟県佐渡市でトキの生息地保全・再生や環境教育等に取り組む市民の方々ら12名が、インドネシア・西部バリ国立公園を訪問しました。

≪　佐渡からのメッセージ　≫

野生のカムリシロムクと対面して感動。
まだ数十羽しかいない鳥がいとも簡単に、こうして観察できるとは思っていなかったのですばらしい事と思った。そのかげには密猟者と、国立公園との密なる連携が有るからこそ。

観光客がまた西バリに来たいというリピーターを増やすことが大事。カンムリシロムクが地域の環境と融合しなければならない。大量のゴミが散乱する環境、地域住民の意識を変えないといけない。

野生復帰とは、その鳥のことだけを考えれば良いのではなく、地域の生活をも考え、より良く変えていくことである。
トキもカンムリシロムクも全く同じ。

「子どもの頃はよかった。シロムクが飛び交っていた。それは、それは美しかった」とスンブルクランポック村の人が語った。そして自分たちの力でシロムクを増やしていけたらいいなと言うようになった。自分たちのやりたい自分たちの村づくり"が動き出している姿を見、お話も聞くことができ感動いっぱい。

2016年度

活動計画

今から1年前、2015年度の定期総会に提出された議案書(2015年度活動計画案)では、「これまで積み重ねてきた活動がいま、量的な拡大ではなく、質的な変化の時期に来ていることを感じる」と書かれています。あいあいネットの活動の3本柱である「いりあい交流」「西部バリ国立公園プロジェクト」「地域から学ぶ研修」それぞれで、「双方向のまなびあい」が求められており、それをどう創り出していくかが課題であると提起されています。

では2015年度はどう展開できたかと考えると、それなりの端緒が見え始めたと言えます。2016年2月に佐渡でトキの保護や生息地保全に取り組む市民グループの方々が西バリを訪問し、国立公園職員と再会して現地の活動に直接触れながら、「自然と共生した地域づくり」のあり方について、村人も交えて真摯な意見交換ができたことは、「まなびあい」の第一歩と言えます。こうした実践者同士の経験交流を通じたお互いの発見の場をどう作っていくか、2016年度も試行錯誤していきたいと思います。

さて、このように海外と日本の地域をつないで交流しまなびあう活動を少しずつ進めながら、見えてきたことがあります。それは「自然との共生」を人々の「暮らし方＝文化」のレベルまで掘り下げて考えていくことの重要性です。人と自然、人と人、そして人と「超自然」とのつながり方において、我々は何に価値をおいて、日々の暮らしを組み立てるのか。その「つながり方、価値のおき方」を仮に「文化」と呼ぶなら、佐渡と西バリの交流ではそうした「文化」のレベルでの共感が根底に流れていたように思えます。また「いりあい交流」での高校生による「聞き書き」は、若い世代が祖父母の世代から「文化」を伝承する活動である、とも言えます。

あいあいネットが設立当初から大切にしてきた「いりあい」や「よりあい」も、近代化の中で置き忘れてきた「文化」の再確認という側面があるでしょう。これからの地域づくりにおいては、「自然と共生した暮らしの文化」という側面を重視していくことが必要ではないでしょうか。

あいあいネットがこの10年近くの活動で追求してきたもう一つの課題は、「人々が主体的に協働して動き出すためには、どうしたらいいのか」という点でした。「コミュニティ・ファシリテーション」と名付けて、西バリの現場で実践を積み重ねてきたその手法は、当初は「いずれ居なくなる外部者であるファシリテーターが、いかにして住民の主体性を引き出すか」を重視していました。

しかしながら、西バリの現場で働く国立公園職員は、殆どが同じ村人であり、異動もなく、ずっと村人とともに活動をしていく存在です。そしてあいあいネットが研修等でお世話になってきた日本の地域づくりの現場でも、「風のようにやってきて風のように去る」ファシリテーターではなく、住民とともに腰を落ち着けて活動する自治体職員や、同じ住民のなかでリーダーシップをもって周りを巻き込んでいくNPO　や地縁組織の人たちが鍵となっています。こうした現場では、誰か突出した「ファシリテーター」が必要なのではなく、皆が主体的に考え、相手の話を聴き、オープンに対話していく中で何かを一緒に発見し、新たな歩みを進めようとする、そういう「ファシリテーティブな場」こそ必要であると、いま私たちは考えています。

現場の実践者たちがそれぞれの経験を交流しながら、「自然と共生する文化のあり方」を共にまなびあっていく、そういう「ファシリテーティブな場」を作ることが、これからのあいあいネットの役割ではないでしょうか。

以上のような点を念頭におき、あいあいネット2016年度は次のような活動を展開していきたいと思います。

1. これまで同様に継続する事業

1）いりあい交流プロジェクト

インドネシアでの「聞き書き」プログラムをより自立的・継続的に展開させるため、インドネシアの関係自治体や高校におけるプログラムの予算化、高校間の学びあいの仕組みづくり、実施事務局の設置などを進めます。また、滋賀県湖北・湖西地方での焼畑実践も継続します。

2) 西部バリ国立公園プロジェクト

草の根技術協力プロジェクトとしての活動は11月に終了するため、周辺村での活動やピアサポートの定着を図りますが、その後も継続して西部バリ国立公園周辺の自然と共生した地域振興に協力していきます。また東ジャワやロンボクの国立公園をはじめとして、他の国立公園地域への展開も継続して進めます。

3) 地域に学ぶ研修事業

引き続き「住民主体のコミュニティ開発」研修を実施するとともに、初めての試みとして、以前の研修参加者を対象としたフォローアップ研修を2017年2月に西部バリ国立公園をフィールドとして実施します。

2. 新しい方向性として展開を試みる活動

1） あいあいネットが理事を務める横浜NGO連絡会（YNN）がJICAの支援を受けて実施する予定のNGO人材育成研修事業において、神奈川や近県の地域で活動するNPOや地縁組織、行政や企業との交流とまなびあいを企画し、実施に協力します。

2) 西部バリ国立公園と日本の地域、特に自然と共生した地域づくりを行っている佐渡や豊岡、横浜や千葉県いすみ市の住民グループや行政等と西バリ（公園事務所だけでなく周辺村も含む）との「まなびあい」の活動を進めていきます。その際には「自然との共生」を「文化」のレベルまで掘り下げることを目指します。

3) 「ファシリテーティブな場作り」の重要性とその方法論を文章化し、内外へ発信していきます。

収支計算書・予算書

2015年度収支計算書（2015年7月1日～2016年6月30日）
2016年度収支予算書（2016年7月1日～2017年6月30日）

（円）

科目	2015年度決算	2016年度予算	備考(2015年度決算関連)
（資金収支の部）			
Ⅰ経常収入の部			
会費収入			
正会員会費収入	100,000	100,000	
賛助会員会費収入	0	10,000	
会費収入計	100,000	110,000	
事業収入			
委託事業収入	5,687,527	7,500,000	JICA研修（グヌンパルン）
自主事業収入	12,500	100,000	
物品販売収入	0	10,000	
事業収入計	5,700,027	7,610,000	
補助金等収入			
助成金収入	20,092,303	8,000,000	西バリプロジェクト
	0	0	いりあい交流
補助金等収入計	20,092,303	8,000,000	
寄付金収入			
寄付金収入	28,883	100,000	
募金収入	0	10,000	
寄付金収入計	28,883	110,000	
雑収入			
受取利息	757	1,000	
雑収入	473,760	360,000	法人税還付金等
過年度損益修正益	72,695	0	
雑収入計	547,212	361,000	
経常収入合計	26,468,425	16,191,000	
Ⅱ経常支出の部			
事業費			
JICA研修費	576,713	4,700,000	住民主体研修繰り越し分
その他委託事業費	5,028,993	2,100,000	グヌンパルン研修
物品販売経費	0	0	
西バリプロジェクト費	18,822,981	7,500,000	
いりあい交流プロジェクト費	0	0	
自主勉強会費	12,815	20,000	
その他の自主プロジェクト費	85,557	100,000	
経験交流プロジェクト費	0	0	
事業費計	24,527,059	14,420,000	
管理費			
給料手当	572,638	360,000	事業費から管理費へ移動
法定福利費	733,086	5,000	同上
会議費	70,084	50,000	
通勤交通費	164,120	80,000	
旅費交通費	220,249	50,000	合宿経費等
通信運搬費	89,403	50,000	
広報費	0	20,000	
消耗品費	57,671	50,000	
修繕費	114,502	0	旧事務所退去に際し
印刷製本費	0	10,000	
資料費	0	10,000	
水道光熱費	65,195	0	
賃借料	1,484,068	900,000	
保険料	0	0	
諸会費	61,600	50,000	
支払手数料	23,760	20,000	
租税公課	45,400	10,000	
雑費	0	10,000	
減価償却費	3,334	3,000	
法人税、住民税及び事業税	35,000	70,000	
管理費計	3,740,110	1,748,000	
経常支出合計	28,267,169	16,168,000	
経常収支差額	-1,798,744	23,000	
Ⅲその他資金収入の部			
その他資金収入の部合計	0	0	
Ⅳその他資金支出の部			
その他資金支出の部合計	0	0	
その他収支差額	0	0	
当期収支差額	-1,798,744	23,000	
前期繰越収支差額	2,271,008	472,264	
次期繰越収支差額	472,264	495,264	

貸借対照表

2015年度一般社団法人の会計　貸借対照表
2016年6月30日現在

（円）

資産の部			負債の部	
流動資産			流動負債	
現金	77,444		未払金	214,883
普通預金	51,431		預り金	282,598
ゆうちょ振替口座	535,720		短期借入金	400,000
商品	36,300		流動負債合計	897,481
未収金	443,000		固定負債	
前払金	74,830		固定負債合計	0
流動資産合計	1,218,725		負債合計	897,481
			正味財産の部	
固定資産			基金	1,500,000
什器備品	13,020		代替基金	1,500,000
保証金	138,000		前期繰越一般正味財産	-728,992
固定資産合計	151,020		当期一般正味財産増減	-1,798,744
			正味財産合計	472,264
資産合計	1,369,745		負債及び正味財産合計	1,369,745

付　録

一般社団法人あいあいネット　定款

（平成21年5月27日制定）
（平成28年4月27日変更）

第1章　総則

（名称）
第1条　この法人は、一般社団法人あいあいネットと称する。
2　この法人の英文名称はi-i-networkとする。

（事務所）
第2条　この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。
2　この法人は、前項のほか、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第2章　目的及び事業

（目的）
第3条　この法人は、日本およびアジア･アフリカ等の世界各地で住民主体の地域づくりに取り組む実践者たちをつなぎ、経験交流や研修及び共同調査等を通じて相互のまなびあいを促進することで、コミュニティの再生･発展に寄与する。それにより、国際相互理解を促進するとともに、地域社会の健全な発展に資することを目的とする。

（事業）
第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 住民主体の地域づくりに関する経験交流事業
(2) 住民主体の地域づくりや海外協力に関する教育研修･情報提供事業
(3) 日本と世界各地における住民主体の地域づくりへの支援事業
(4) 住民主体の地域づくりや海外協力に関する調査研究･出版事業
(5) 日本と世界各地で地域づくりに取り組む人々が作る生産物の普及又は紹介事業
(6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章　会員

（種別）
第5条　この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
(1)正会員
この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人及び団体
(2)賛助会員
この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動や事業を支援する個人及び団体

（入会）
第6条　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
2　代表理事は、正当な理由がない限り、前項のものの入会を認めなければならない。
3　代表理事は、前1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第7条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第8条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき。
(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
(3) 正当な理由なく会費を継続して2年以上滞納したとき。
(4) 除名されたとき。
(5) 総社員の同意があったとき。

（退会）
第9条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第10条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) この定款等に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第11条　この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章　社員総会

（種別）
第12条　この法人の社員総会は、定時社員会及び臨時社員総会の2種とする。

（構成）
第13条　社員総会は、正会員をもって構成する。
2　社員総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

（権能）
第14条　社員総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併ならびに事業の全部又は重要な一部の譲渡
(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
(5) 事業報告及び収支決算
(6) 役員の選任および解任、職務及び報酬
(7) 会費の額
(8) 会員の除名
(9) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
(10) 理事会において社員総会に付議した事項
(11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（開催）
第15条　定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催する。
2　臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3)前号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
一. 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
二. 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

（招集）
第16条　社員総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電子的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。
2　代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
3　社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、社員総会の日の一週間前までに通知しなければならない。但し、社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとする時は、2週間前までに通知しなければならない。

（議長）
第17条　社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故等による支障がある時は、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

（定足数）
第18条　社員総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（決議）
第19条　社員総会における決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項

（書面表決）
第20条　社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

（議事録）
第21条　総会の議事については、法令の定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員の現在数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
(3) 審議事項及び議決事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
3　前項の議事録は、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備えおく。

第5章　役員等

（種別及び定数）
第22条　この法人に次の役員を置く。
理事　5人以上　10人以内
監事　2人以内
2　理事のうち1人を代表理事、1人を専務理事とする。また副代表理事を2人置くことができる。

（選任等）
第23条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2　代表理事、専務理事、副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
3　監事は、理事又はこの法人の職員を兼　ねることができない。

（理事の制限）
第24条　理事のうちには、各理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
1. 当該理事の配偶者
2. 当該理事の三親等以内の親族
3. 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
4. 当該理事の使用人
5. 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
6. 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

（監事の制限）
第25条　監事が2名であるときは、一方の監事の配偶者又は三親等以内の親族（これらの者に準ずるものとして当該監事と次に掲げる特別の関係がある者を含む）である関係がある者が監事に含まれることになってはならない。
1. 当該監事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様.の事情にある者
2. 当該監事の使用人
3. 前2号に掲げる者以外の者で当該監事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
4. 前2号に掲げる者の配偶者
5. 第1号から第3号までに掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（理事の職務）
第26条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2　専務理事はこの法人の業務を執行する。
3 副代表理事は、代表理事を補佐する。
4　代表理事および専務理事は毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務）
第27条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3　監事は理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
4　前号の報告をするために必要があると認めるときは、監事は代表理事に対して理事会の招集を請求することができる。
5　前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
6　監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

（任期等）

第28条　役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため就任した役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、第12条に定める定数に足りなくなる時は、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第29条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第30条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第31条　常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。

2　役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（取引の制限）

第32条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除）

第33条　この法人は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章　理事会

（構成）

第34条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権能）

第35条　理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事、専務理事及び副代表理事の選定および解職

(6) 事務局の組織及び運営に関する事項の決定

2　理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、更及び廃止

(5) 第23条の責任の免除

（開催）

第36条　理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2　通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第17条第4項の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集）

第37条　理事会は、代表理事が招集する。ただし前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2　代表理事は、前条第3項第2号又は前条第3項第4号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに各理事及び各監事に通知しなければならない。

（議長）

第38条　理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれに当たる。

（議決）

第39条　理事会の議事は、この定款に別の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

（決議の省略）

第40条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全委員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすこととする。ただし監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（議事録）

第41条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事はこれに署名押印しなければならない。

2　前項の議事録は、主たる事務所に理事会の日から10年間備え置く。

第7章　事務局

（事務局の設置）

第42条　この法人に、事務を処理するため事務局を設け、職員を置く。

2　職員は代表理事が任免する。

3　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

第8章　基金

（基金の拠出）

第43条　この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

（基金の募集等）

第44条　基金の募集、割当て及び払い込み等の手続については、理事会の決議を得て、代表理事が別に定める「基金取り扱い規程」によるものとする。

（基金の拠出者の権利）

第45条　基金の拠出者は、前条の「基金取り扱い規程」に定める日までその返還を請求することができない。

（基金の返還の手続き）

第46条　基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

2　前項の基金の返還の手続きについては、理事会の決議により定める。

（代替基金の積み立て）

第47条　基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第9章　計算

（事業年度）

第48条　この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第49条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

（暫定予算）

第50条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第51条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告（第2号及び第5号の書類を除く）し承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2　前項の書類のほか、監査報告書類を主たる事務所に10年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第52条　この法人の剰余金はこれを一切分配してはならない。

第10章　残余財産の帰属

（残余財産の帰属）

第53条　この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章　公告の方法

（公告の方法）

第54条　この法人の公告は、電子公告により行う。

第12章　附則

（委任）

第55条　この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

（最初の事業年度）

第56条　この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成21年6月30日までとする。

（設立時役員等）

第57条　この法人の設立時役員は次のとおりである。

設立時代表理事	和田 信明
設立時専務理事	長畑 誠
設立時副代表理事	島上 宗子
設立時理事	功能 聡子
設立時理事	壽賀 一仁
設立時理事	増田 和也
設立時理事	山田 理恵
設立時監事	中田 豊一

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第58条　この法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員　1	住所（略）	氏名	長畑　誠
2	住所（略）	氏名	壽賀　一仁
3	住所（略）	氏名	山田　理恵

（法令の準拠）

第59条　本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

（任意団体「いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク」からの継承）

第60条　この法人の設立により、任意団体いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク（略称あいあいネット、代表：長畑誠、住所：東京都新宿区高田馬場1-17-10稲穂コーポ2A）の契約、事業、会員及び財産は、この法人が継承する。

以上、一般社団法人あいあいネット設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成21年5月27日

設立時社員　長畑 誠
設立時社員　壽賀　一仁
設立時社員　山田　理恵

（改正）

この定款は平成28年4月27日から施行する。

（平成28年4月27日社員総会で第2条1項を改正）

一般社団法人あいあいネット　役員一覧（2016年9月）

代表理事	長畑　誠
副代表理事	島上　宗子
専務理事	壽賀　一仁
理　　事	山田　理恵
	増田　和也
	高田　尚子
監　　事	中田　豊一

一般社団法人あいあいネット（いりあい・よりあい・まなびあいネットワーク）
〒231-0003　神奈川県横浜市中区北仲通3-33　関内フューチャーセンター
TEL：050-3754-5970　URL：http://www.i-i-net.org/